

IV-230

個人の認識に基づく地域設定法の検討

筑波大学社会工学系 正員 谷口 守

1. はじめに

近年の高速交通体系や情報メディアの発達に伴い、従来地域間を隔てていた様々な障壁が取り除かれ、物理的な側面から地域のボーダーレス化が進展している。このような状況の中では、時間距離や地形的障害といった「物理的側面から規定されていた従来の地域」よりも、心理的側面、すなわち「その場所を各個人がどこであるかと認知しているか」ということから決まる「個人の認識に基づく地域」の方が地域計画にその持つ意味の重要性を高めつつある。

しかし、土木計画学、地理学、地域経済学等、地域を研究対象とするいずれの分野においても、分析で用いられている「地域」は、「地形」とか「人の流れ」等の主に物理的な観点から決められており、個人の認識という視点からの研究はない。しかも、その設定にあたっては、具体的な統計データが具備されている地方自治体などの限られた分析単位に基づいた地域設定しか行いようがないと考えられている。

2. 本研究の検討項目

このような「個人の認識に基づく地域」に関する研究がほとんど行われていないため、本研究では以下の基礎的な事柄を検討項目とする。

- 1) 「個人の認識に基づく地域」をどのように具体的にかつ理論的に定義し、その設定法を考えるか。
- 2) その際、個人の認識というあいまいな現象を正確に扱い、しかも広域的な検討を空間的連続性にも配慮して可能にするにはどのような設定法とデータが適切か。

このため、本研究では地名を分析のデータとして着目し、地域名選択確率という概念を提案する。さらに、この概念を用い、実際の地域の範囲を設定する方法を示す。

3. 地名への着目と地域名選択確率の提案

(1) 分析指標としての地名

本研究では「個人の認識に基づく地域」を定義するために、その認識行為を表現する指標として、各地点において個人が想起する「地名（地域名）」そのものに着目することにした。そもそも地名とは「二人以上の人の間に共同に使用せられる符号」¹⁾であり、それを適切な形でデータとして得ることさえできれば、認識結果を知るための最適な指標になると考えられる。しかし、既存の民俗学などを中心とする地名に関する研究成果は下記のような理由から本研究には採用できない。

- 1) 基本的に「字」レベルの小地名のみが研究対象。
- 2) 住民各自の判断による地名選択行動を分析する視点が無い。
- 3) 分析に耐える地図や統計が存在しない。
- 4) このためデータ収集をヒアリング調査に頼っており、同一基準に基づく広範囲の調査は不可能。
- 5) そこに立地する者(内部者)と、外部者の間で地名の呼称やその範囲に不一致が生じることがある。
- 6) 地名はその場所固有のものという視点が強く、定量的に普遍的なルールを見つけたすという視点がない。

(2) 合理的行動結果としての地域名選択

これら従来の地名研究に対し、本研究では地域名はその地域に関わる個人が各地点ごとに、最も合理的に地域名選択（認識）を自由に行った結果得られるものとする。具体的には、空間上のある地点 x において、個人が数多くの地域名の中からある地域名 A をその地点の地域名として認識する可能性は、その地点の諸条件に対応した一定の確率 P_{Ax} （地域名選択確率）で与えられると考える。各地点ごとに、地域名として選択される可能性のある地域名の選択確率を累積すると、図-1に示す通りその合計値は地点に関わらず1.0となる。例えば、図-1の x 地点に

において選択される可能性のある地域名がAとBの2つであるとすれば、

$$P_{Ax} + P_{Bx} = 1.0 \quad (1)$$

という関係が成立する。以下では、この地点ごとに地域名選択確率を比較することを通じ、「個人の認識に基づく地域」をその範囲の広がりという観点から定義する。すなわち、空間上の各地点における個人が、その地点の名称としてそれぞれどの地域名を選ぶ可能性が高いかということで、各地域の範囲が確定できると考える。

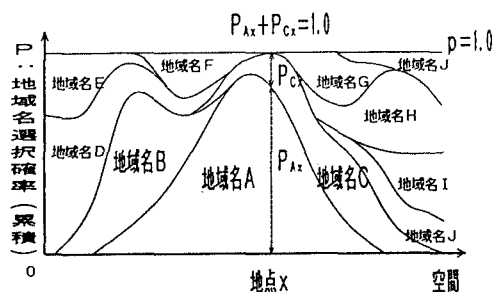


図-1 地域名選択確率の概念

4. 地域の定義と使用データ

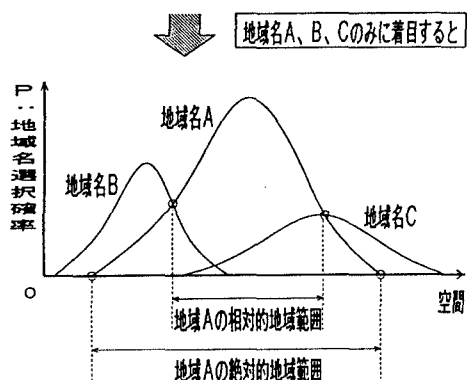


図-2 地域の設定（範囲）の考え方

（図-1の地域A, B, Cに着目して）

(1) 地域の定義

図-2から、地域Aを例として「個人の認識に基づく地域」として次の2通りの考え方を定義する。

1)他のどの地域名と比較しても、地域名Aの選択確率が最も高くなる空間的範囲。

2)地域名Aの選択確率が0ではない空間的範囲

本研究ではこの両者ともを「個人の認識に基づく地域」を異なる側面からあらわす定義として採用し、このうち1)を「相対的地域範囲」、2)を「絶対的地域範囲」とそれぞれ区別して呼ぶことにする。

(2) 使用データ

また、実際の地域設定にあたっては、そのデータとして50音別電話帳に記載されている地域名をその名称中のどこかに冠する事業所を対象と考える。このようなデータが適切と考えた理由は以下の通りである。

- 1)利用者（外部者）の認識を考慮した上での事業所（内部者）の合理的選択行動の結果である。
- 2)十分なサンプル数、また、事業所という性格上洩れが少なく広範囲から容易にデータ収集できる。
- 3)その事業所の立地点の住所情報があわせて得られるため、自治体の境界などに左右されることなく連続的に地域範囲を設定できる。
- 4)日本国内どの地域でも、また過去の時点にも応用可能である。

5. おわりに

本研究では地名情報をもとにした「個人の認識に基づく地域」の設定方法を提案した。

この地域設定法の現実空間への適用を行い、その特性の把握等を行うとともに、地域の認識に社会資本整備をはじめとする地域整備が及ぼす影響の検討を行う必要があろう。

参考文献

- 1) 柳田國男：地名の研究，柳田國男全集，No. 20，p. 16，ちくま文庫，1990。
- 2) 千葉徳爾：新・地名の研究，古今書院，1994。
- 3) 朝野洋一，寺阪昭信，北村嘉行：地域の概念と地域構造，大明堂，1988。